

# 石狩市介護施設サービス提供体制構築支援事業交付金

新型コロナウイルス感染拡大防止に努め介護サービスの安定した提供を目的とし、達成するために必要な経費について、交付金を付与いたします。（経費の合計が交付額以下となっても、目的を達成すれば付与額を付与いたします。）

交 付 額 1事業所あたり 交付額 1万2千円\*戸数

## 補助対象施設

※令和3年2月17日現在の戸数

区分	事業等
入所施設・居住系	サービス付き高齢者向け住宅

## 交付金の対象となるもの（例）

【役務費】 クラスター発生防止のために職員等が受検するPCR検査・抗原検査・抗体検査等にかかるもの

【消耗品・備品】 感染防止のための衛生環境充実等にかかるもの

【通信運搬費】 家族等との面談自粛に伴い、テレビ電話等による通信環境の充実にかかるもの

【人件費】 感染防止による業務量の増加に伴う、時間外手当・特別勤務手当等  
(基本給等については対象外)

上記の経費は一例ですので、対象経費についてご質問があれば高齢者支援課までご連絡ください。

申請開始 令和3年4月1日（木）

※事業の着手は、令和3年2月17日（水）から行なうことが可能です。

## 交付金の流れ

- ① 交付申請(4月1日にご提出ください(4月以降に着手する場合は、必ず着手前にご提出ください))
- ② 交付決定通知の発送(市→事業者)
- ③ 交付金の交付(市→事業者)
- ④ 変更申請
- ⑤ 実績報告(事業者→市)

→2枚目に続く

## 必要書類等

### ①交付申請時

- 補助金等交付申請書(※)
- 事業計画
- 補助金等交付申請額算出調書
- 定員数が記載されている運営規程の写し
- 補助金等交付請求書

\*交付申請書・補助金等交付請求書・補助事業等実績報告書の申請者(請求者・補助事業者等)の住所及び氏名の欄について、石狩市に登録している債権者マスタと同一でないと交付金の交付ができないため、必ず一致させてください。登録内容に関するご確認及び未設定の事業所については、高齢者支援課までご連絡ください。

### ②実績報告時

- 補助事業等実績報告書
- 事業実績書
- 補助金等交付申請額算出調書

**申請について** 原則郵送で必要書類を提出してください

**問合せ先** 石狩市高齢者支援課 電話 72-7014

## 職員等のPCR検査について

本交付金では、職員等を対象にしたPCR検査を補助の対象としています。

石狩市は、SB新型コロナウイルス検査センター株式会社様と福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る理念を共有することで、その感染者を早期に発見し、同感染症のまん延を防止し、もって市内の経済活動や保健・医療・福祉活動の維持を図るとともに、市民の安全・安心を確保することを目的に協定を締結しております。

PCR検査の受検を予定されている事業者様につきましては、ぜひ、ご活用をお願いします。  
なお、本検査は行政検査ではなく任意検査（スクリーニング検査）となりますので、「陽性疑い」となった場合には、受診相談センターまたは医療機関にご相談ください。

<参考：検査に係る費用について>

- ・検査料 2,000円（税抜）+検査キット・返送資材・返送に係る費用  
(検体数によって1検体あたりの費用は変動します。)

詳しくは専用HP（下記アドレス参照）をご確認ください。

- ・SB新型コロナウイルス検査センター株式会社：<https://sbcvic.jp>